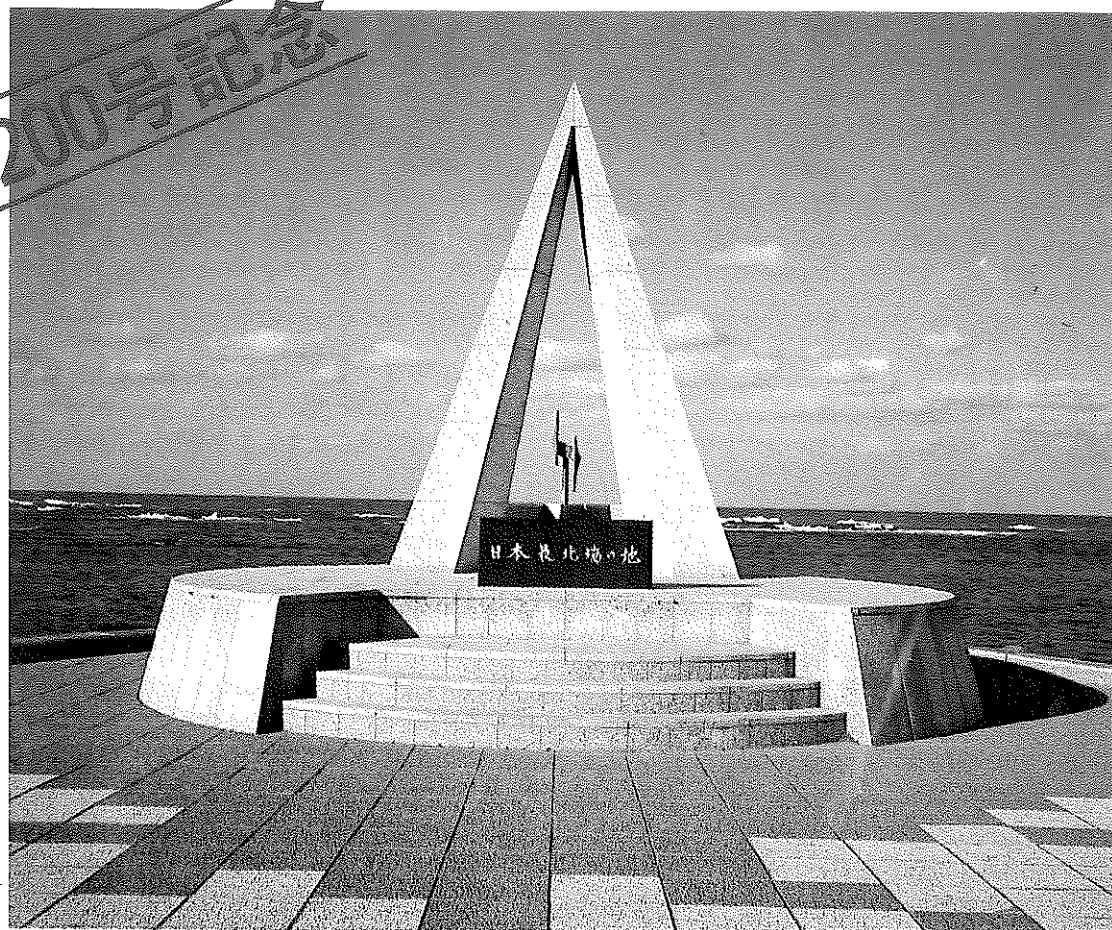


行政ほっかいどう

1994.1



「日本最北端の地碑（宗谷岬）」 宗谷支部・川村大陸支部長提供

新年あけましておめでとうございます。

北海道行政書士会



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



目 次

《新年の挨拶》			
年頭にあって	北海道知事	横路孝弘	3
新しい時代の幕開けにあたって	日本行政書士会連合会会長	住吉和夫	4
年頭のごあいさつ	北海道行政書士会会長	日向寺正幸	5
《第200号記念新春対談 会長、知事と語る》 6			
○「行政ほっかいどう」創刊200号を迎えて			13
○平成5年度行政書士全国研修会(後期)に参加して	総務部理事	滝沢俊行	14
○支部紹介② 宗谷支部	支部長	川村大陸	19
《寄稿》			
最近の雇用失業情勢について	ハローワーク札幌所長	香川秀雄	20
《投稿》			
行政書士の広告宣伝を考える	札幌支部	滝沢俊行	21
○行政書士法の一部改正について			25
《その他》			
本会の主要行事・支部のうごき			26
お知らせ・表紙のことば・編集後記			27
《日政連北海道支部だより》			
年頭のごあいさつ	日政連北海道支部長	日向寺正幸	28



年頭にあたって

北海道知事 横路孝弘

平成6年の新春を迎え、謹んでごあいさつを申し上げます。

また、このたびの会報新年号は、昭和36年の創刊から200号という記念すべきものであり、これまで編集に携わってこられた方々をはじめ会員の皆様に深く敬意を表します。

昨年、北海道は二度にわたる大きな地震や深刻な冷害に見舞われ、大変な年となりました。被災された皆さんがいまだ不自由な生活を送っておられることに対し、心からお見舞いを申し上げます。道としても、総合的なまちづくり対策など被災地の復興に全力を尽くすとともに、冷害対策にも万全を期して努力してきたところです。

これらの災害に際し、多くの皆さんから心温まるご支援をいただき、本当にありがとうございました。私は、こうして寄せられたご支援と、困難に負けない道民一人ひとりの心意気があれば、必ず笑顔あふれる生活を取り戻すことができると信じています。この北海道をより住み良い郷土とし、新しい世代に引き継いでいくのが私たちの使命です。ぜひ、皆さんのご協力を得ながら実現させたいと思います。

異常ともいえるバブル景気が破たんしてから、わが国の経済は長い間低迷し、北海道においても厳しさが続いております。こうした状況を乗り越えるためには、様々な経済活性化の手立てが必要ですが、同時に、人々の心の中にある不況感も克服しなければなりません。今年はず、経済状況がいち早く回復するよう景気対策に重点を置き、景気の先行きに希望が持てるよう、積極的に取り組んでまいります。

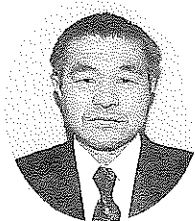
21世紀に向けて北国らしい豊かな社会をつくるため、道内各地で、自らの知恵と工夫によって地域や産業を活性化しようとする動きが広がっています。今後さらに、地場産業の技術力を高め体質の強化を図り、意欲あふれる担い手を育成・確保するとともに、地域に根を張るリーダーや北国らしい個性的な文化づくりも大いに支援していきたいと考えています。また、日々の豊かな暮らしは、様々なライフスタイルを営む人たちがお互いを思いやり、ともに支え合う社会の中ではぐくまれます。お年寄りやハンディキャップをもつ方々が、住み慣れた家やまちで安心して生活できる地域福祉づくりにいっそう力を注ぎ、「人にやさしい社会」の実現をめざします。

道民長年の夢である北海道新幹線については、昨年暮れに連立与党の専門委員会から、21世紀初頭に整備5線を全線フル開業するという中間報告がだされました。北海道新幹線の実現に向けてさらに大きな一歩が踏み出せるよう、引き続き関係の皆さんとともに努力してまいりたいと考えています。

国際化、ボーダレス化に向かう潮流の中で、北海道と世界の結び付きをさらに強めていかなければなりません。特に、新しいターミナルビルが完成するなど整備が進んでいる新千歳空港については、欧米との国際直行便の就航に取り組むなど、「北のゲートウェイ」としての機能を十分に発揮できるようにいっそう努力してまいります。また、北方領土問題については、私も昨年8月に北方四島を訪問し、現島民の皆さんと直接お話をすることで、これまでの交流による相互理解の深まりと北海道に対する関心の高まりを肌で感じてきました。これからも、北方圏をはじめとする世界各地との自治体外交を進め、経済、文化、環境など、北海道が幅広い分野で貢献できる「世界に開かれた地域」となるよう積極的に取り組んでいきたいと思っています。

恵まれた自然とゆとりある空間、そして限りない可能性を秘めた北海道。この大地を、真の豊かさが実感できる地域社会に築きあげるよう私も全力を尽くしますので、道民の皆さんの変わらぬお力添えをお願いいたします。

新しい年が希望に満ちたより良い年でありますよう心からお祈り申し上げ、年頭のごあいさつといたします。



新しい時代の幕開けにあたって

日本行政書士会連合会
会長

住 吉 和 夫

平成6年の新春を迎え、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

日頃より日向寺会長をはじめ北海道行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の運営につきまして深いご理解とご協力を賜っていますことを、本誌をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、会報「行政ほっかいどう」がこの新年号で通巻200号を迎えるとのこと重ねてお祝い申し上げます。

昨年6月の総合において日行連会長に選任され、早くも半年が経過いたしました。この間、全役員と力を合わせ、連合会の発展と全国の行政書士のために最善の努力を傾注してまいりましたが、新年を迎え、会長という職責の重さに改めて身の引き締まる思いが致します。さらに日行連の運営と制度の充実に取り組んで参りたいと決意を新たにしているところであります。

さて、国際化、情報化の時代にあって、われわれ行政書士を取り巻く環境も大きく変化しようとしております。昨年11月には行政手続法が成立し、1年以内に施行されることとなっています。除外規定があるとはいえ、国民の権益を擁護するため行政における公正さと透明性が求められているとき、本法の成立は、行政と国民の間にあって許認可申請等行政手続のプロであるわれわれ行政書士にとって大いに活躍の場が提供されるものであり、また行政書士に寄せる国民の期待も大きいものがあると思われまふ。

さらに、規制の緩和、地方分権が推進されようとしていますし、これら時代の流れは行政書士制度並びに業務に大きく関係してくるものと思われまふ。

ご承知のように法治国家であるわが国には、法律の専門家といわれる集団が数多く存在し、それぞれ機能しております。しかしながら、各士業法は士業保護のために存在するのではなく、国民への便益供与のためにあるということです。行政機関と国民の接点にあり、地域社会に貢献している法律家集団であるわれわれ行政書士はこのことに思いをいたし、法律家としての自負と自覚を常に持ち自己研鑽に励まなければなりません。

行政書士法は、誠実に業務を行い、信用、品位を害する行為を禁止し、高潔な人格を有し、社会の模範となることを求めています。私が常々考えていることですが、行政書士が依頼された業務が出来ず、拱手傍観することは行政書士として失格であり、この業務依頼の拒絶はとりもなおさず他団体からの職域の侵害に通じ、行政書士の弱体化を社会に露呈することになります。このことの放置は行政書士制度の根幹を揺るがすものであり、制度の崩壊につながりかねません。このような懸念をなくすべく健全な行政書士制度の確立に向け努力しなければなりません。

また、行政書士法第18条には連合会の設立目的が規定しており、そのなかに行政書士会と行政書士会員の指導が明記されています。私は法文に明記された連合会の機能発揮のために最善の努力をいたします。私が会長就任にあたり皆様にお示した、①研修機関の設置、②報酬額体系の樹立、③申請手続代理権の獲得の3点につきましては、全役員一丸となって、鋭意その実現に向け努力いたしているところであり、現代社会の要請に見合った行政書士制度の確立と全国の行政書士会員のニーズに応じられる連合会の運営に向け引き続き努力をいたす所存ですので、一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

年頭にあたり所感を述べてまいりましたが、日向寺会長をはじめ北海道行政書士会の会員のご多幸を心からお祈り申し上げ、新年のあいさつといたします。



年頭のごあいさつ

北海道行政書士会 会長 日向寺 正 幸

新年あけましておめでとうございます。

平成6年度の新春を迎え、本年は会員皆様にとりまして、ますますの充実発展の年でありますよう、お祈りいたす次第であります。

本会報も1月号で丁度200号になり、新春早々まことにめでたく意義深いものがあります。顧みますと、行政書士会が強制会となって、昭和36年1月20日に第1号が発行されたのが始まりであります。私は発足当初から会員として会報1号から保存しておりますが、草創期から今日に至るまでの先輩の歩みたいばらの道を見る思いであります。この200号を記念して、企画部では、北海道知事との対談を企画され、その実現をみることができましたことは、知事を初め関係者の格別なご高配の賜物と深く感謝申し上げる次第であります。

さて、去年は、急激な円高、冷夏、長雨、政権交代、ゼネコン汚職の広がりに伴う公共工事の発注遅れなど日本経済は低迷が続いている中、懸案の行政手続法が制定されたことは特筆すべきことであります。これが制定にあたっては、第128回国会衆参内閣委員会において参考人として日本行政書士会連合会に出席を依頼され、代表として住吉連合会長ほか1名が意見陳述しております。このように私共行政書士にとって非常に関わり深い法律であり、皆様と共に更に研鑽につとめて参りたいと考えているところであります。

また最近の傾向として、私共実務的専門家に対する民事責任が問われる裁判例が増大していることが挙げられます。とくに最近一般に専門家に対する責任が強く認識されており、その関連において、判例も専門家に課せられた責任がよりきびしいものとされております。行政書士に対する最近の事例として、「依頼者が、日常業務として官公署に対する書類の作成、提出を行っている行政書士を、当該申請手続に通曉しているものと信頼することは当然であり、右信頼は保護に値するものと解されるので、本件のように許可要件を充足するに足りるものか否かの判断を、書類の作成、提出手続を委任した行政書士に依頼したものであり、(中略)行政書士は、依頼者に不測の損害を与えないようにすべき信義則上の義務を負うと解するのが相当である。」(平成5年10月25日大阪地裁判決)との行政書士に許可要件の判断責任を問う旨の判示がなされております。従って私共は常に研鑽に励み、依頼者に対して専門家として適切な情報を提供し、信頼に応じた適切な行動をとらなければならないことはいうまでもありません。こうした趨勢の中で、今年は専門家集団として更なる充実をめざして、新たな前進をして参りたいと考えております。

会員皆様のご健勝ご多幸を祈念いたしまして年頭のごあいさつといたします。



第200号記念新春対談 会長、知事と語る

本紙では、創刊200号を記念して、日向寺正幸会長と横路孝弘北海道知事の対談を企画いたしました。知事にはご多忙の中快諾を得て、平成5年12月2日道庁知事室に於いてその実現をみました。

〈出席者〉北海道知事 横路孝弘氏

北海道行政書士会会長 日向寺正幸

司会・北海道行政書士会副会長 佐藤良雄



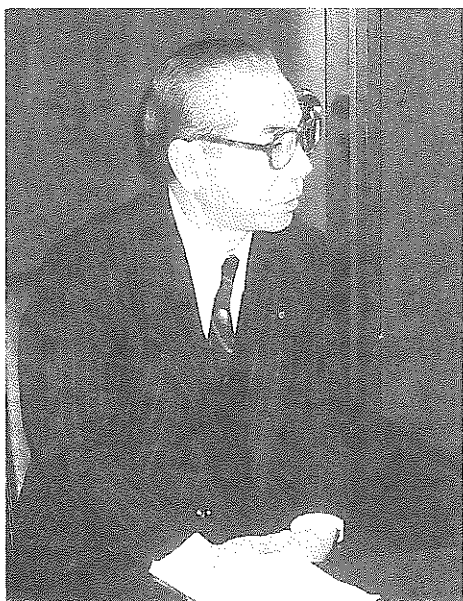
司会 本日は当会で企画した対談に御配慮を戴きまして有難うございます。私ども1か月おきに会報をだしております、ちょうど新年号で200号記念ということになります。2か月に一度の発行ですので、100号単位になるのが17年に一回ということになります。なおかつ新年号ということで、ぜひ知事との御対談を今回200号記念と致し

たくお時間をいただきました。どうぞよろしくお願い致します。

まず、行政書士というのは、何をやっているものなのか、私どもの日向寺会長のほうから、北海道庁の許認可業務を含めて簡単に説明をしていたきたいと思います。

日向寺会長 ご紹介いただきました、北海道行

政書士会会長の日向寺でございます。ご案内のとおり、行政書士法第1条にございますように、私どもの業務は、官公署に提出する書類その他、権利義務事実証明に関する書類の作成業務と、その提出代行、さらにそれにかかわる相談業務を業としているわけでして、特に、身近な道行政のなかでは、建設業の許可、農地法上の許可など許認可についての書類のウエイトが非常に大きいものがございます。また、本会の設立以来、道からは、補助金等をいただいております、厚く感謝を申し上げる次第でございます。本日は、知事さんには、公務御多忙中このような機会を作っていただきましてありがとうございます。



知事に説明する会長

司会 道庁と、私ども行政書士の業務は切っても切り離せないということになっていまして、私ども許認可の申請書等を扱うという立場から、その業務について、民間と行政とのパイプ役を果たさせていただいているという状況になっています。昨今行き過ぎた規制を緩和させようという大きな流れがございますが、一般論として規制緩和というテーマに関して知事のご意見をお聞かせ頂けますでしょうか？

横路知事 今、地方分権といいますか、地方主権ということが言われるようになりまして、全て

のことが中央で許認可権あるいは補助金をもってコントロールするということから、それを少し地方に移していくという流れと、それからもう一つはコントロールそのものを無くしてしまうという二つの流れがあるわけです。確かに日本は明治時代は富国強兵政策をとり、極めて中央集権的な国家として歩んできました。戦後は、欧米に追いつき追い越せということでやってきまして、経済から福祉に至るあらゆる分野で国家のコントロール



本会会報を手にする知事

のもとで、国造りが進められてきたわけです。それは確かに様々なものを一定のレベルに引き上げていくうえでは大きな役割を果たしてきたと思います。たとえば、教育についてみれば全国で同じような教育内容で、レベルも一定のレベルで行われ、国際的な比較をしても、負けないだけのレベルになってきたと思います。ただ、段々世の中も変わってきて、日本も成熟した社会になってきますと、国内的な要素としては、政府が決めた一定の方向だけじゃなくて、もっと多様な選択というものができないかということになってきたわけです。多様な選択ということになりますと、国がこうだということを細々と決めてやるというような

ことにはなりませんから、やはり住民に身近な地方自治体が行う、つまり地方の権限にまかせるということになり、流れとして地方分権という考えになってきていると思います。

もう一つは、国際的な関係で相互依存体制というのが経済の面を含めて、非常に強くなってきており、日本の場合は自由市場経済ということですが、では今企業の設備投資にしても何にしても、本当に自由に行われるかといえば、もちろん環境面とかいろいろな面の制約もありますが、もともと投資をして生産を拡大するということが自体についても、全体の状況を見ながら政府のほうでコントロールしていくわけです。企業が金があるから投資するといってもそんなに簡単にできないようなコントロールの中で、日本の企業が育ってきて、しかも今や世界に比較して一番先頭のところを走っているような企業がたくさん出てきて、今度はどうも世界から見るとそもそも企業というのは民間の一つの経済体であるはずなのに国家がいろいろな意味でバックアップをしてやってきて、自分たちの大事な財産が買占められたり、自分たちの企業まで潰されてしまうのは、国がいろいろな意味で面倒を見過ぎているからだという意見も出てきて、そこからいろいろな許認可の問題と、これはむしろ少し自由にしたほうが良いというよ



司会の佐藤副会長

うな、市場開放とパラレルな問題になっていますが、そういう議論が出てきています。ある意味で日本の国が成熟してきて経済的にも発展してきたという中で、今までの日本の国の政治の仕組みそのもの、国家の組織そのものが、良いのかと問われているわけです。その中の問題の一つとして規制緩和という問題があるわけです。国がいちいち口出しなくても良いような許認可がたくさんありまして、例えば私どもでも、道路を造る場合、道の単独事業の場合はいいんですが、道の事業であっても国の補助金が出ているとすれば、認可申請にあたって道路の平面図や構造図などをみんな建設省に持って行って承認してもらわなければ、道路ができないわけです。又、変更するときも変更の手続きが必要です。道路を造る位の能力は各自治体は持っている訳ですから、こういうことはもう地方に対するコントロールをやめて、地方に任せてもらってもいいんじゃないでしょうか。

しかし他方で環境の問題、公害の問題などを考えると、企業の活動というものを自由にした場合、最近では企業の社会的な使命とか企業倫理が言われておりますが、やはり企業というのは利潤を追求するというのがその目的になっていますから、どうしてもコストのかかることについてはやはり逃げがちになります。しかし環境を保全するということになると、これはやはりある程度誰かがチェックして見ていかなければいけないわけですから、そういう許認可は国でやるか地方でやるかは別にいたしましても、チェックとしては必要だということになります。皆さんも道庁にいろいろ書類を作って出されておられて、道で決めた様式もあるし、国で決めた様式もありますが、こんなものはいらない、無駄だというものの中にはあると感じることもあると思います。そういうものはむしろ行政書士会の方から、こういう点の手続きは簡素化したらどうかとか、こんなのはあまり意味がないのでやめたらどうかとか、こういう時代ですから皆さんの方から積極的に出してもらいたいと思います。もちろん必要なものもある訳ですが、

我々としてもあまり必要ないものまで添付書類として要求しているものがもしあるとすれば、行政手続きの簡素化という観点から、そういうものはむしろ簡素化することでも非常に大事なことでありと考えておりますので、そういうことなど問題提起をして頂ければと思います。

日向寺会長 そうですね、私どもの関わる仕事の中でもそういうことは、今、知事さんが申されたようにございます。それで北海道の場合、各支庁の中でも扱いが多少違うということがありまして、今いわれま

した添付書類等の関係につきましてもやはりその他必要なものという中で、こういったものもあったほうが良いといったことで、それを追加で提出するということもあります。業務の中で、規制の緩和の一環としてできるだけ簡素化を進めていきたいと考えています。

横路知事 簡素化については、道庁の場合、行政書士会の窓口である市町村課と少し、懇談会でもやって改正要望みたいなものを出してもらったら良いですね。もっとも規制をあまりなくしてしまったら、皆さんの仕事にも影響するのではないですか。(笑) 今のは冗談ですが、できるだけ必要でない手続きは簡素化することと、それからやはり許認可も本当は自由にできるものがあれば、できるだけ自由にできるようにすべきだと思います。

日向寺会長 私、実は住まいが道内の地方の町でございます。今、町の動きの中で大型店舗の進出ということが起りまして、規制緩和の中でやむを得ないのかも知れませんが、それが町の活性化につながっていくという観点と、消費者保護という立場に立ちますとこれは大いに結構だろうということもございまして、一方既存の商店街はこぞって影響を受けるものですから反対ということでありまして、そういうことについて何か方策ということがあれば、お聞きしたいと思います。

横路知事 それは、大店法(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律)の



なごやかな雰囲気です…

関係ですけれども、特にアメリカとの国際的な関係の中で、アメリカのおもちゃ屋さんとかが出店してきていますけれども、進出するにあたって少し規制が厳しすぎるということがありまして、緩和されてきてるわけです。これは確かに二つの面がありまして、前に、ある観光地なんですけど、本州の資本が出て来るということで、地元の人たちがものすごく反対したんですね。その時私が申し上げたのは、反対するというのはわかるけれども、しかしそれはパイを限定した上で分かちあうという発想だと。これではやはりサービスや何か競争していかなければ結局良くならないので、他の観光地もたくさんあるのだから、よそに取られてしまって結局駄目になる、むしろ本州系のホテルでも出てきますと、こういうところというのは、サービスの面では非常にトレーニングされていますので、そこを競争していくと良いサービスの提供につながるわけで、競争してパイが大きくなるから問題が無くなるんじゃないですか、ということをお願いしました。その後、その地域は毎年非常に伸びて行きましたから、今はもうそれはまったくの昔話になってますけれど。

結局、道内の商店街につきましても、同じことがいえるわけで、どちらかというと北海道の商店街というのはかなり遅れた面はあるんです。というのは北海道の場合、線路がまず敷かれて道路が引かれて駅前商店街として発展してきた訳です。

世の中はもう相当前から車社会に変わっているわけですが、既存の商店街というのは、そういう車社会に対応する努力というのがあまり十分にできていませんから、結局、駐車場をたくさん持った郊外店に客をとられてしまっています。ここ数年、商店街の活性化事業といいますが、再開発といいますが、結構熱心にはなっていますけれども、やはり商店というのは一つのコミュニケーションの場であるから、大型店舗の進出というのも、場合によっては人をさらに集めるという意味では場をつくるという効果もあります。ただそこでうまく住み分けすることによって専門店化をもう少し進めるとかして、うまくいっているところもありますし、逆にやはり大



「なるほど」とうなずく会長

型店の方に、お客さんがかなり吸収されてしまったということもあるわけで、なかなか難しいんですけど、今の流れそのものは、規制するというよりはかなり自由にしていくということになってきています。私も、大型店の進出については地元と良く話をしておきたいと言っているわけですが、この頃ですと店舗の中に地元の商店が入るというケースも、もちろんあるわけですから、営業時間や店舗の面積などの問題でもいろいろな形でお互いの共存共栄の道を探るようなことでの努

力について、地元にもお願いして行かないといけないと思っています。地元としての努力無しに、ただ入ってくるのが嫌だというだけでは、なかなか大変な時代になってきていますから。ですからこの規制の方も、そんな意味でも大店法も改正されて、より消費者の利益の保護が重視されるようになり、出店の調整期間も1年間に短縮されたことや、商調協（商業活動調整協議会）が廃止され第三者機関である審議会が決定することにより、以前のように地元の商業者が反対して長期間、開店できないようなことがなくなったわけですし、前に比べると相当自由化が進んできているということでございますから、それに対応して既存商店街がどうやっていったらいいかということがやはり大切なことになってきます。どこの町村でもそうですが、よそに逃げていく消費というのが結構あるんです。だからそれを留めるだけでも相当違ってくと思います。段々と道路も整備され、交通の便も良くなるということになると、車で札幌あたりに買物に行き、大きなものはそこで買ってしまおうというお客さんも結構増えてきていますから、そういう意味では、大変なのはわかりますが、各地域の中でただ大型店の進出をもう駄目だよというだけではなかなかうまく行かなくなってきたわけです。

日向寺会長 私どもの仕事の面での顧客の大方は地元の中小企業者ですので、その方もなんとかしなければならぬ。また、それから大型店の進出も反対する訳に行かないということで、板挟みになっている状況で、なんとか共存共栄の計れる道をということで、いろいろと苦慮しているような次第でございます。

これも大きな一つの流れだと思っております。それから先ほど知事さんが言われたように、規制の緩和と同時に生活環境を乱すようなものに対する規制は、やはり必要があると思いますが……。

横路知事 そうですね。それはもちろん当然のことです。開発と自然環境の保全や企業の事業に伴う廃棄物などの問題があります。

道では、ICなどの先端産業等で使用されてい

る物質などについて指導指針を作成することとしています。いずれにしても、企業の活動に伴う環境汚染というものをチェックしていかないとなりませんね。私ども行政の仕事のひとつだと思っております。

司会 私ども行政書士会は全道に14支部があり、会員は約1500人おり、行政書士の札幌への集中度は3分の1程度であり、ほかの「士」業界から比べると少ない状況にあります。つまり、3分の2は他の市町村に所在しているわけです。そのため、地域の過疎化の問題に非常に関心が高いので、過疎対策に関するビジョンをお話頂けると地方にいる会員の励みになるものですのでお願いいたします。

横路知事 地方の産業と申しますか、人口が減っている理由はいくつかありますが、大きなものはやはり農業、漁業あるいは林業といった一次産業によるところが非常に大きいわけです。一次産業によるとはいいいながら、例えばオホーツク海と日本海を較べますと、オホーツク海ではそんなに過疎化が進んでいるわけではありません。若い漁業者も結構おります。それはあの海は豊かですからホタテとか鮭・鱈とか、漁業として生活が十分に成り立っているからです。これに比べて日本海は栄養分が少なく、地域の高齢化も進み、漁業として生活ができないから過疎化が進んでいるわけです。ですからひとつは漁業といった産業自体が抱えている問題ですね、それから農業などは生活ができなくて離農するという方もおられますけど、むしろ子供さん方が都会にいつてしまっ後を継ぐ人がいないという、つまり後継者不足で離農するというのが8割近いんです。このように地域を支えている産業の衰退によるものというのがひとつございます。それから炭鉱の閉山によって町の過疎化が進んでいくという面もあります。また、北海道で大きかったのは国鉄の分割民営化ですね。これにともなって3万人以上の方が本州へ転出しました。たとえば、この近くでいいますと追分のような国鉄の拠点地域が大幅な人口減となってきました。ですから北海道の場合で



熱心に語る知事

すと、産業面とそれから営林署だとか国鉄だとか国のいろいろな機関の統配合による影響などが重なって、過疎化が進んできた訳です。それに対するひとつの方策としては、やはり産業を振興していくということがまず第一ということになります。例えば企業誘致でありますとか、観光開発でありますとか、いろいろと政策を進めてきているわけであります。同時にやはり、そういう地域の農山漁村での生活を若い人たちが定住して続けていくためには、そういう地域の中におけるいろいろな環境の整備、下水道の整備であるとか医療とか教育などの充実が非常に大事になってきます。

医療や教育・文化などの機能を一つの町が全部もたなくとも、例えば十勝でいうと、帯広でそういった機能が十分に整えば、1時間くらいで帯広に行けるというように交通アクセスなどの整備を進めば、何かあったときにそこにいけるという安心感も出て来るわけです。そういった環境面での整備ということも非常に大事なわけですが、これはかなり進んできております。やはり一番問題なのは、雇用の面と、それから桧山とか留萌などの若い人に話を聞くと、やはり札幌に出てしまうのは、商業機能と文化機能ですね。これは札幌まで

来てはじめてとどまっているわけです。逆に言うと、札幌まで来なければ満たされないということです。それがせめて道南でしたら、函館がそういった文化とか医療とか教育といった機能や商業機能を持てば、つまり札幌へ来なくとも、そこで人がとどまる機能があればだいぶ道内のバランスがとれるわけです。基本的にはそういった産業経済的な面と、生活環境とか商業や文化的機能といった面で、今私どもは北海道を六つの生活経済圏域に分け、それぞれの中核都市として十勝では帯広、道南なら函館、道北ならば旭川、あと中心都市といいますか、その次位のレベルで留萌とか稚内、名寄、士別といったところをつないで、周辺の農山漁村とネットワークを結ぶというような整備を進めて来ているわけです。過疎対策といった場合に、これ以外にももちろんいろんな方策があるわけですが、北海道の場合は豊かな資源に恵まれていまして、これに付加価値を付けるということになると、まだまだやれる仕事があると思います。また、過疎化が非常に進んでいるんですけども、今年の8月に、今住んでいる所にまた将来も住み続けたいかということと、今の暮らしは良いですか、悪いですかと、ということについて、全道的に調査をやったんです。

日向寺会長 道庁でおやりになったんですか。

横路知事 そうです。道庁でやったんです。その調査結果を見ますと、例えば今住んでいる市町村の住み心地はどうか、という質問に対しては、「住み良い」というのが、83.3%。そのうち一番高いのが札幌で、9割を超えています。後志支庁、石狩支庁、上川支庁、日高支庁、十勝支庁というのが高いところですよ。それからまた、低いところでは、60%台ですが、宗谷支庁、留萌支庁、胆振支庁ということになります。それから「現在住んでいる市町村にこれからも住んでいたい」というのは、78.7%。「できれば北海道以外のところに移りたい」というのが、2%ですね。「できれば道内の他の市町村へ移りたい」というのが、10%になっております。「できれば住んでいたい」とか「住み良い」という数字が上がってきており

ます。このできれば住んでいたい、住み続けたいというの、日高支庁は93.3%と高いんですよ。日高、後志、桧山、十勝、上川、石狩支庁などが高いですね。低いのは、釧路、根室や宗谷支庁です。そして「今の生活に満足していますか」、それとも「不満ですか」に対して、「満足している」というのが、72.2%。「不満である」というのが、14%ですね。ですから、そんな意味で言いますと、過疎で本当に大変ですけど数字が上がっていますので、まあ皆さん段々北海道が好きになってきてくれていると思います。

司会 つまり、大部分の道民は満足しているわけですね。

横路知事 ですから、なんといいですか、都会の持っているアメニティ、快適さみたいなものを周辺の割と近いところに行ったら享受できる、そして自分の住んでいるところの環境はほぼ下水道も整備され、他の環境整備もしっかりされていますと、そこから若者定住までになるかどうかは別問題ですけども、環境としては良い環境で我々生活しているんだと思いますよ。

司会 最後に行政書士会あるいは会員に対し何か一言あれば……

横路知事 いろいろと行政書士会の皆様にはお世話になっておりますが、手続きの簡素化のために、何か良い提案がありましたら、会のほうでおまとめいただいて、我々の方へこういう手続きはこういう風に簡素化したらどうかとか、ご提言いただければと思います。我々の方でもこれは、こういう目的でどうしても必要だとか、いろいろあるかも知れませんが、作る側の方からここはこうした方が良いという意見があれば、率直にぜひご提案ください。

日向寺会長 今日は大変お忙しい中ありがとうございました。今後ともぜひよろしくお願い致します。

司会 ありがとうございました。

(写真・芳賀会報編集委員)

「行政ほっかいどう」創刊200号を迎えて

新年号（平成6年1月号）で、当会の会報「行政ほっかいどう」も創刊以来の200号を迎えることとなりました。昭和36年1月の発刊は、当会が強制会として発足したことを受けてのものです。そして200号は32年間の積み重ねということです。

本会には、この創刊号以来の会報が資料として残されています。最初は10ページ程のタブロイド刷の会報で行政書士会創立総会議事録が掲載されていて、会の運営や役員選出など、創立時の熱気が伝わってくるような会報です。会員数も230有余名となっていて現在の7分の1程度の規模からのスタートでした。会報発行も昭和38年までは年2ないし3回配布のペースで、行政書士会の諸規定の整備に追われている様子が伺えます。

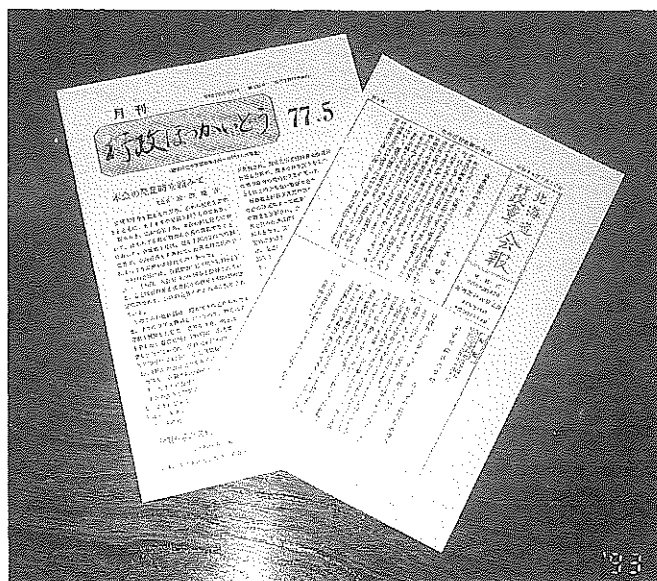
当時の記事の内容をかいつまんでご紹介すると、ヨーロッパ訪問の紀行文あり、行政書士かくあるべしと述べる論壇ありと、バラエティに富んでいて興味深いし、今も問題となっているが、にせ行政書士をどう排除するべきか、他士業との業際の境界はどうすべきか、職域拡大、開拓をしないと

行政書士はとり残されてしまい、生き残れないなどの切実な声も記事になっています。本当に先輩の苦勞が偲ばれます。

又、その後も会の発展につれて事務局だけでは対応が厳しくなり、会報も昭和47年8月からは会報編集委員会を設置して委員が編集にあたる現在のスタイルが確立されました。業務資料など会員へのニーズの高い記事も増大してゆき、十分、今でも参考になる水準の記事に感銘を覚えます。

さて、200号までの足どりを振り返りますと、会報がその時代を写す鏡であると同時に、その時々々の問題の揭示や将来展望を示すことで会員に勇気や希望を与える指針の役割をも担っているのだと思います。私達から発せられたこの200号から、何十年後の300号へと、是非、困難を乗り越えて、「栄える行政書士」への一助となるように、この会報がお役に立てばと願う次第です。

【会報編集委員 河上 隆記】



右側……創刊号

左側……第100号



平成5年度行政書士全国研修会(後期)に参加して

総務部理事 滝 沢 俊 行

1. はじめに

11月17、18日の両日、日本行政書士会連合会(以下日行連という)主催の「平成5年度行政書士全国研修会(後期)」が東京都の日行連会館において開かれました。今年度の全国研修会は、例年とは異なり日程を前期と後期の2開催に分け実施し、特に後期については法務省入国管理局より4人の講師を招き、出入国事務手続きに関する5科目の講義を集中して行いました。私はこの全国研修会に、札幌入国管理局に提出する書類の作成と申請の取次業務を専門に行っている実務者ということで指名を受け、全国の単位会から参集した120名を越す行政書士とともに研修を受けて参りました。この度の全国研修会は伝達講習ということですので、後日その機会が設けられたときに講習内容をお伝えできると存じますが、とりあえず私なりに研修会で気がついた幾つかの点をご報告し、また後半において出入国事務手続き業務の今後について私見を交えて述べさせていただくこととします。なお、この講義の詳細については後日日行連会報「日本行政」に掲載される予定です。

平成元年の「出入国管理及び難民認定法(以下入管法)」の改正により、在留資格認定制度の導入や行政書士の申請取次資格の組入れなど、行政書士が出入国事務手続き業務に関与する機会が増大しております。この業務については、国際化を迎えた現代社会の中で極めて重要な意義を持つものであり、かつ行政書士プロパーの業務であるということから、現在関係各方面から注目を浴びるところとなっております。しかしながら率直に申しまして、その潜在的な業務量や内容の「高度性」に比べて、申請取次資格を取得しようとする行政書士の多くは、業務に対する知識や実務の経験が不足しているのが現状であります。苦言と申すようで恐縮ですが、「申請取次制度」の人気のみが

先行してその実についてはほとんど理解されていないと行っても過言ではないでしょう。平成5年2月に行われた「第5回出入国事務研修会」の効果測定の結果を見る限りにおいても行政書士自身がこの業務に対するさらなる自己研鑽の必要性が求められております。日行連では現在行政書士のこのような現実を踏まえ、今次研修会にみられるような形での研修会を実施するなど、出入国・在留手続き関係の業務に特に力を注いで事業を推進しております。それゆえ、この業務に積極的に取り組もうとする私たちは、行政書士の社会的地位の向上をはかるためにも、しっかりと関係法令を理解し行政当局の義務処理等について精通しなければならないでしょう。

2. 研修会の報告事項

先にもご案内したとおり、今回の全国研修会の内容については後日連合会の会報において掲載されることから、ここでは具体的講義の内容については省くこととしますが、講師をされた入国管理局の係官の方々の発言の中で皆さんにお伝えしたい点がいくつかありますのでご紹介いたします(なお、研修課目と講師の氏名については後記に揚げておきました)。

最初にお伝えしたいことは、入国管理行政一般と行政書士のかかわりについてです。下記の表のとおり本邦に出入国をする人々の数については日本の経済大国化と足並みを揃えるように急増してきております。

平成4年度出国者(日本人)	1,180万人
昭和50年度出国者(日本人)	246万人
平成4年度入国者(外国人)	392万人
昭和50年度入国者(外国人)	10万人

これに対し、本邦に入国、出国するすべての人(日本人を含む)を管理する法律は、昭和26年に

政令として規定公布された入管法であり、昭和27年に法律として効力を有するものとして存続して以来、今日まで日本の入管行政の根幹をなしております。しかしながら、他の法令、制度と同様にこの法律も社会が進展する速度に対応仕切れない部分が多々あり、行政の実務実態とは不具合な面が見られてきました。今日までの経過の中で幾度か必要最小限の法律改正を行って参りましたが、このような不具合を「抜本的に」是正し、また日本社会の「国際化」に対応するため、平成2年に入管法の大幅な改正が施行されました。具体的な改正内容は「在留資格制度の整備拡充」、「入国審査手続きの簡易・迅速化」、「不法就労に対する対応」を中心としたものですが、行政書士の申請取次制度の取入れもこの法律改正の過程で実現したものです。

この改正により、以前に比べて円滑な入管行政がおこなわれておりますが、行政実務においては今なお、かみ合わない部分があり（ここではその事例を省きます）、申請者のみならず入国管理局の係官あるいはわれわれ行政書士が苦慮しているところでもあります。

一方において、来日する外国人の著しい増加に伴い、これにまつわる様々な問題が数多く発生しております。入国管理局がかかわるものだけでも不法残留、不法就労、「難民」の来日など社会的にみても重大な問題が山積していますが、しかしこれに携わる入国管理局の職員は現在全国で二千人程度しかおりません。われわれが手続きに関与する審査部門の窓口や警備あるいは港、空港でのパスポートのコントロールなど全国にある組織（8入管局、4支局および98の出張所）をあわせての数なのです。近い将来新関西国際空港の24時間開業、新千歳空港をはじめとする地方空港の国際化などに伴う国のサービス業務において、ますます入国管理局の役割は大きいものとなりますが、現在の状況下においては大幅な人員増加は難しいものがあります。われわれ行政書士はこのような現実にも目を向け入国管理局と接する必要があります。業務の研鑽を積み、適切な書類の作成

を心掛けることは審査の窓口の迅速化を図ることは言うに及ばず、依頼者にとっても利益になると考えます。

一方において、このように近年になり行政書士が出入国事務手続に関する業務にかかわるように、トラブルに巻き込まれる事態が増えてきております。不法、違法な行為に関与しないと言うことは当然なことであるとしても、われわれが意としないところに（善意で行ったとしても）大きな落とし穴が待ち構えている可能性が非常に高い業務であると申せましょう。くわしい事例については別の機会に譲りますが、くれぐれも注意をして業務にあたっていただきたいと存じます。

つぎは個別の問題についてご報告します。実務をなさっている方はご存じのことでしょうが、入管法は在留資格認定証明書の交付申請について行政書士の申請取次を認めていません。入管法上の申請については原則として本人が出頭して申請することとなっております。これについては、申請人本人の親族または同居人であれば代理人となることも可能であります。弁護士も含めて資格士業者は申請代理人となることはできません。たとえば本人から委任状の交付を受けたとしても認められておりません。このような中、在留資格認定証明書交付申請については、申請をしようとする者の多くが日本国外にいる外国人であるという事情から、この申請については特に法務省令の中で代理人を指定し、代理人からの申請を受付けております。残念ながら現在のところこの代理人の中に行政書士や弁護士は含まれておりません。言うまでもないことですが、行政書士については、申請書類や添付する書類の作成については認められているところであり、また申請者（代理人）本人と同行して申請することは全く問題がありません（なお、署名する箇所についてはすべて本人の自筆署名でなければなりません）。それどころか同行に際して、審査受付係官からの指示や連絡など直接に聴くことにより、適切かつ迅速な対応が可能となります。この仕事に携わる方は面倒がらずに入国管理局まで足を運んでいただきたいと思い

ます。なお、入国管理局の申請取次に対する見解のひとつとして、申請取次者は講学上「使者」にあたり、所謂代理の権限はないとみております。しかし、法務省令では法務大臣が申請取次資格を認めた者のみが入管法上の申請取次ができることとなっております。これについては、弁護士が弁護士法に基づいて自動的に申請取次ができるということにはなっていません。

最後にご報告したいことは外国人登録法（以下外登法）関係についてです。外登法は入管法と並んで、外国人の管理に関する法律です。出入国事務手続の業務ばかりではなく、他の行政書士の業務においてもその知識は必要となりますので若干ではありますが報告させていただきます。

外登法の意義は「在留外国人に関する諸般の行政に利用するのための国レベルの資料を作る」ことであると言われております。ここでいう「諸般の行政に利用する」とは、入管行政に利用したり（入国管理局では在留外国人に関する資料については入国時のものしかないので、入国後の経過については外国人登録制度の資料を利用する）、その他教育、社会福祉、税務あるいは警察行政などにも使われます。また「国レベル」とは最終的な責任は法務大臣が責任を負うということで、取扱いについては都道府県に委任し、さらに実施主体として市町村に事務を委任しております。

登録の対象者は、90日以内に出国する外国人以外の日本に在留するすべての外国人であり（これには、不法残留者、不法入国者も含まれます。なお外交官や特例上陸を受けた者等は除かれています）、現在130万人の外国人が登録を済ませております。また、この登録は外国人本人の申請主義に基づいて行われるものであり、「ありのままの登録」ということで実施されています。このほか登録事項、確認申請、指紋捺捺、登録証の提携業務など外登法には重要な事項が含まれておりますが、ここではその説明については割愛させていただきます。ただ一点われわれの業務において関連のある「外国人登録済証明書（通称“済証”）」についてのみ説明させていただきます。

建設業や風俗営業などの許認可の申請をする際には、添付書類として通常住民票の写し、あるいは戸籍の謄抄本等を提出することが一般的に行われておりますが、外国人については外国人登録済証明書の添付が求められることが多いと思います。これについては、住民票（居住関係の公証）や戸籍（身分関係の公証）とはことなり法律上の公証能力はありません。なぜなら先に述べたように、本人の申請により登録されるものであり、「登録が済んでいる」ということを証明するにすぎないものであるということです。またこれもすでに述べたとおり、外登法は行政機関において使用することを目的に作られた制度であることから、法律上も住民票や戸籍のように一般にその写しや謄抄本を交付するといったことはありません。ただ、行政実務上「外国人登録済証明書」を本人または同居の家族に対して交付しているにすぎません。したがってわれわれが使用する「職務上請求書」では交付を受けられないこととなっております。なお、これも実務上の取扱いと考えますが、行政書士が職務上必要な場合は、本人から職務上必要である（例えば風俗営業許可申請書に添付する）旨の記載のある委任状を受け、市区町村長に交付申請および受領することについてはなんら問題ありません。

まだ、ご報告しなければならない事項がありますが、他は別の機会に譲ることとします。

3. 行政書士業務の国際化について

皆さんもご承知のとおり、私たちは“国際化”という言葉を経常のように新聞、テレビ等のマスコミを通じて耳にしております。外国人労働者の就労問題。米の自由化や外国の圧力による非関税障壁の撤廃問題。また身近なところでは千歳空港の国際定期便の就航といった事柄など、様々な事柄の中から“国際化”の波がひしひしと押し寄せて来るのを感じることができましょう。このことは現代日本社会においては、一定のルールや規制がありながらも、モノ、カネ、ヒトの国際的な流れを遮ることができないことを意味しておりま

す。このおし止める事のできない流れは、新たな経済活動、文化的、人的な交流を創造していくことになるでしょう。行政サイドにおいても、道が北海道新長総合計画で「国際化のための基本計画」を策定し、これを重要な課題としてこれを推進しており、また札幌市では「札幌国際交流プラザ」を中心に、民間レベルでの国際交流を支援するなど活発な活動をおこなっております。

このような社会の動きの中で、私たち行政書士が地域社会の国際化において果たす役割は決して少ないものではありません。むしろ私たち行政書士がリーダーシップをとってこそ真の意味でも“北海道の国際化”が果たせるのでないでしょうか。

それは何故かという、これまで述べて来た出入国手続の関係業務のみならず、私たちは行政書士プロパーの業務として次に掲げる仕事については独占的にかかわることができるからであります。

1. 出入国管理関係

在留資格認定証明書交付申請、変更許可申請、更新許可申請、資格取得許可申請、永住許可申請、資格外活動許可申請、再入国許可申請、就労資格証明書交付申請等。

2. 国籍関係

帰化許可申請、国籍取得等。

3. 外国人登録関係

4. 国際契約関係

国際援助契約、工業所有権実施契約、その他の契約及び外国為替法、独占禁止法にかかる諸手続。

5. 渉外戸籍関係

渉外相続、結婚届等

6. 知的所有権関係

7. 旅券申請

8. 外国ビザ申請

9. その他

外国企業の支店設置、海外での現地法人又は支店の設置、合併事業の諸手続等。

以上一覧にしてみました、どれをみても“国際化”の現実的な中身ではないでしょうか。これ

らの業務については、私たち行政書士が独自の業務として対処しなければ、行政書士の社会的な存在基盤の相当の部分が失われるといっても過言ではないでしょう。渉外相続の業務をとってみても、本来行政書士が関与すべき業務であるにもかかわらず、そのノウハウを蓄積していないことから多くは他の団体が手掛けているのが現状です。

いずれにせよ結論的に申せば、われわれは他の資格士業者や外国人弁護士あるいは特定の団体に先んじてこれら国際渉外業務に積極的にかわかり、推進し、地域の国際化に寄与して行くことが必要であるということでもあります。このことが先に述べた社会の動きに対応するひとつの手立てであり、われわれ行政書士の資格制度を発展させる道のひとつであると考えます。そのためわれわれは上記に掲げた業務については専門家としてアピールし、大量の業務を消化していかなければなりません。できるだけ多くの行政書士がこの業務に取り組んでほしいと考えます。とくに新たに開業された人達には業務の機軸に据えていただきたいと思います。

さらに、上述の国際渉外業務に携わる基本的な姿勢を若干述べてみたいと存じます。ひとつには外国語（会話）について最低1カ国語については習得したいということです。なぜなら実際の業務を遂行する上で外国語が不可欠であるからであります。われわれが日常の業務において、自動車の運転や、OA機器の使用するのと同等のレベルで、外国語が必要となってくるでしょう。いまひとつには、社会的な側面も考慮しなければならないということでもあります。依頼者の中には、日本国の法律の庇護を受けられない人や経済的な問題を抱えている人もおり、基本的人権や個人のプライバシーの問題に深くかわかる事例が少なからずあります。われわれの立場としては基本的には法律をよりどころに対応しなければなりません、われわれの業務の範囲を超える活動も場合によっては必要となってくるでしょう。これについては当然無報酬ということになってしまいますが、国際交流、国際親善という考え方に立ちその底辺から、

われわれ行政書士が寄与できれば大変すばらしいことであると考えます。

最後になりますが、出入国事務手続きに関する参考図書を掲げておきました。また現在札幌支部と苫小牧支部の有志が集まってこの業務に関する

勉強会を2年間にわたり継続開催していることもお知らせしておきます。以上縷々述べてきましたが、ともに国際渉外業務に取り組んで参りたいと考えます。以上ご報告いたします。

平成5年度 行政書士全国研修会(後期) 課目・講師 一覧表

研 修 課 目	講 師
①入国管理行政の概要	法務省入国管理局入国在留課 審査指導官 山 神 進
②出入国管理及び難民認定法	法務省入国管理局入国在留課 審査総括係長 福 山 和 昭
③入管関係手続と行政書士	法務省入国管理局入国在留課 法務専門官 佐々木 大 介
④入国・在留の実務	法務省入国管理局入国在留課 法務専門官 佐々木 大 介
⑤外国人登録法について	法務省入国管理局入国登録課 調査指導係長 君 塚 宏

出入国管理関係業務図書

【出入国管理・外国人登録実務六法平成5年度版】

- ・法務省入国管理局監修 入管協会編
- ・日本加除出版

【外国人の入国・在留案内】(実務書)

- ・法務省入国管理局監修 入管協会編
- ・日本加除出版

【入国・在留手続マニュアル】(実務書)

- ・法務省入国管理局監修 入管協会編
- ・第一法規出版

【外国人のための入国、在留、登録手続の手引】(実務書)

- ・入管協会編
- ・日本加除出版

【外国人の入国と雇用Q & A】(実務書・加除式)

- ・外国人労働者雇用研究会編集
- ・第一法規出版

【わかりやすい入管法】(入門書)

- ・山田 鏡一・黒木忠正著
- ・有斐閣りぶれ

【外国人の法律相談Q & A】(実務書)

- ・第一東京弁護士会人権擁護委員会編
- ・ぎょうせい

【外国人雇用の実務】(実務書)

- ・外国人雇用問題研究会編
- ・商事法務研究会

【改正入管法の解説】(研究書)

・坂中英徳・高宅 茂著

・日本加除出版

【日系人雇用の基礎知識】(入門書)

- ・産業雇用安定センター編著
- ・労働新聞社

【外国人雇用の法知識と実務】(実務書)

- ・布施直春著
- ・ぎょうせい

【改訂外国人登録事務必携】(実務書)

- ・外国人登録事務協議会編著

【外国人労働者の雇用の実務】(入門書)

- ・布施直春著
- ・労働基準調査会

【外国人就労研修資格申請の手引】(実務書)

- ・謝俊哲著

【外国人の就職・雇用】(入門書)

- ・法務省入国管理局外国人労働者入国問題研究会編
- ・日本加除出版

【こうすれば雇える外国人労働者】(実務書)

- ・行政書士 小林英之著
- ・明日香出版社

【外国人労働者雇用のノウハウ】(実務書)

- ・行政書士 小林英之著
- ・海南書房

【外国人日系人雇用のノウハウ】(実務書)

- ・行政書士 小林英之著
- ・海南書房

宗谷支部



支部長 川村 大陸

宗谷支部は、南稚内国道40号線沿いの稚内警察署附近にあります。

稚内市は、東はオホーツク海、西は日本海に面し、宗谷海峡をへだててサハリン（旧樺太）の島影を望む国境の街です。道内では4番目に広い行政面積を持ち、気温は夏でも23度前後としのぎやすい気候です。江戸時代の貞享2年（1685年）に松前藩が藩主直轄の宗谷場所を開設してからは交易の場として、また北方警備の要として栄えてきました。この地方から間宮林蔵が、樺太探險に出発したのは文化5年（1808年）です。明治38年にポーツマス条約で南樺太が日本領土となり、稚内と樺太の間に定期航路が開設されてからは、交通や運輸の基地として発展を続けました。戦後、サハリンへの道は閉ざされてしまいましたが、ロシアの国内情勢の変化から、再びサハリンへの定期航路開設に大きく近づきつつあります。稚内市は開基115年になりますが、基幹産業である水産業を中心に、酪農と観光を三本柱に、道北の中核都市として、また北方圏への玄関として発展を続けています。

さて、当支部は近隣1市8町1村（利尻、礼文2島を含む）を管轄し、昭和35年発足以来道内各支部の中でその管轄の広さでは4番目でも、所属する行政書士は15名で、全道一の小支部であります。会員の特徴としては、現職の中頓別町長を始

支部長 川村 大陸



め、市町村議員3名、その他にも前職やOBの町長、収入役等3名がおり、殆んどが行政書士の業務を行っておりません。従って実際に業務を行っている会員は約半数の人員ですから、常に少数精鋭でこの広い地域をカバーしております。主な取扱業務は建設・運輸・民事等が中心であります。官公庁への許認可業務など行政書士の力量が試される土地柄でもあり、支部の方針としては将来に向って限りなき希望をもって、官公庁・他士業・業界団体との連携を図りながら、和と協調のもとに業務の拡充及び行政書士の資質の向上を図るべく努力をしていく決意であります。

他支部の皆さんも稚内市においでの際には、お気軽にお立ち寄り下さい。支部会員一同心よりお迎え致します。

支部役員一覧表（会員数15名）

支部長	川村 大陸	副支部長	越 政隆
理 事	中里 博、吉田 常二、山田 繁春		
監 事	佐藤 光彦、林田 颯明		

（事務所々在地）稚内市港5丁目5番23号
道北産経会館2F

寄稿

最近の雇用失業情勢 について



ハローワーク札幌（札幌公共職業安定所）

所 長 香 川 秀 雄

職業安定行政の運営につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

ご厚意により、貴重な紙面をお借りできましたので、最近の雇用失業情勢等について、記させていただきます。

既に皆様新聞等でご存知のとおり、景況は長期の停滞基調にあることから、倒産、減量経営等による解雇者の増加により、当所を訪れる求職者も本年度上半期の札幌圏の新規求職者でみると、対前年比4,265人（13.4%）増と、昨年に引き続き、大幅に増加してきております。

一方、求人については、建設業、金融、保険業を除く全ての産業で減少しているものの減少率は1.3%と、全体ではほぼ前年度並に推移しています。

このことから有効求人倍率も、前年度の0.5倍から0.4倍に低下しております。2年前の平成3年3月には、0.8倍だったことから比較しても、最近の雇用情勢の深刻さを理解いただけるかと思えます。

さらに、新規高等学校卒業者（平成6年3月卒）の就職状況についてみますと、求人が対前年比40.9%減と、ほとんど全ての産業、職種で減少していることから、選考、内定開始後2週間を経過した9月末現在の就職率は、30.9%で、前年と比べ7.9ポイントの低下となっています。特に女子は、就職率27.8%で

前年比9.7ポイントも低下しており、こちらも深刻な状況となっております。

全国の求人倍率が6年2か月ぶりに0.69倍まで低下し、数字は、さらに下降する可能性があることを示唆しており、好転の兆しはみつけにくい状況のなか、「雇用調整」「リストラ」の言葉が、連日のように新聞紙上を賑わしていますが、近い将来労働力の供給構造は大きく変化し、若年労働力はもちろんのこと、労働力そのものが不足となることは、人口動態調査等によっても、早くから明らかにされているところであります。

確かに、長引く不況のもとで、“モノ”が売れず、利益を確保するには、固定費の大部分を占める人件費を削減せざるを得ないとの判断も理解できますが、どうか長期的展望に立って雇用を支えていただき、きたるべき次代に備えていただきたいと思います。

私共行政も、今後の雇用の安定のために、札幌レディス・ハローワークの開設等、女性の再就職の援助、高齢者の社会参加意欲を高めるための雇用保険法の改正等、新たな施策を展開しているところであります。

今後とも、私共職安行政に対して、皆様の変らぬご支援をお願い申し上げます。

投稿

行政書士の広告宣伝 を考える

札幌支部 滝 沢 俊 行

1. 先日、行政書士をはじめとした近接士業（ほかに税理士、司法書士、社労士）の書士会役員の懇談会が開催され、私もこの催しに参加させていただいた。この懇談会では士業間にまつわる多様な問題が取り上げられ議論させたが、この中で話題のひとつに上った士業の「広告宣伝」についてひとしきり話題になったので私なりの感想を述べてみたい。

なぜなら、現行制度上行政書士は品位保持の範囲内で原則として自由に広告宣伝を行うことができ、またこの経験が弁護士を含めた法的役務（リーガル・サービス）を市民に提供することを職業とする資格士業の近未来を洞察する上で、格好の材料を提供していると考えからである。

確かに行政書士をはじめとする各資格士業は近似しており、外部から見るとその違いが分かりにくい面もあるが、その存在理由や業務実態が異なっていることは事実であり、この問題を一般的に述べることは難しいという意見もあろう。しかし懇談会の中では各士業に共通した話題として取り上げられ、また出席者においてもそれぞれの立場から積極的に意見を述べていたこともあり、今一度整理して考察してみることも必要であろう。

なお、はじめにお断りしておくが、本稿では行政書士以外の他の資格士業についての制度や組織について、批判をする意図などまったくないということを明言しておく。

2. 行政書士を含めた資格士業が、一般的に広告宣伝について一定の規制を受ける理由については、以下に掲げる意見に集約されるのではなかろうか。

その第一として、資格士業は、公共的使命の立

場において市民に法律的サービスを提供する以上、これをおろそかにし個人的利害打算に走るべきではない。顧客誘引を指向する広告宣伝は、資格士業制度に商業的色彩を加え「ビジネス化」の危険をはらみ、ひいては品位の低下と資格士業への信頼を失わせる虞れが強くなる。

第二に、広告宣伝を行う個々の資格士業者の意図は、潜在的クライアント（顧客）の掘り起こしを狙うものであり、ややもするとその内容も誇大、自賛、中傷あるいは虚偽といった公正を欠くものとなりやすい。

第三に、一般的に広告宣伝には、相当の費用がかかり、これがクライアントの報酬に跳ね返り、結果としてクライアントに負担をかける可能性が高い。また、広告宣伝に多額の費用をかけることのできる特定の事務所のみがその恩恵に浴することとなり、資金力のない事務所は「淘汰され」、資格制度の崩壊をもたらす結果となる。

以上が、広告宣伝に規制を加え、資格制度を保持していこうとする立場からの意見であろう。事実このような立場が資格士業の正しい道であり、広告や宣伝など一切行わず、こつこつと何十年もかけて士業の基盤を築かれた方々が数多く存在しておられる。ある意味においては、このような人々が、今日の資格士業の礎を築いているといっても過言ではないであろう。

これに対して、広告宣伝については規制を加えるべきところは一定の規制を加えつつも自由に行うべきであるという意見である。

すなわち、第一に、資格士業が公共的職業であるがゆえに、市民に対して絶えず業務についての広告宣伝をする必要があるという考えである。潜

在的クライアントを放置することは、国家資格士業の使命、職責を放棄するばかりか、無資格者を跳梁、跋扈させるものとなるという見方。

第二に、特に札幌市などの大都会などでは一般市民と資格士業者との結び付きが弱く、市民（クライアントとしての）の側において資格士業の業務内容や報酬基準あるいは、事務所の名前や住所についての情報を望んでいるにもかかわらず、個別の広告宣伝ができないため市民の声が反映されていない。市民の声に應えるためにも、情報の伝達として広告宣伝をするべきであるという意見。

第三に、市民が安心して希望にかなう資格士業者を選択できることを保障するためには、広告宣伝をオープンにし、複数の情報（広告宣伝）から選択できるようにしなければならない。「市民の中へ」を標榜する国家資格士業であれば、広告宣伝を規制すること自体矛盾する行為ではないかという見解。

この他幾つかの意見もあるが、以上大きく3点にまとめられるのではなからうか。なお、後の立場は特に行政書士について、広告宣伝は可能であるという論拠のひとつであると考えられる。

このようにそれぞれの立場から様々な理由が挙げられる。広告宣伝を規制する立場の人々は「品位」をより重要な課題とする。規制緩和に立つ人々は「市民のニーズ」を積極的に取り入れようとする。いずれも資格士業の存在を考える上において重要な視点であり、今後も行政書士会を含め各資格士業界においてもこの二つに分けた見解が争点となり論争がくりかえされることになる。

なお、参考に行政書士以外の士業の広告宣伝に対する見解、実例を掲げておくこととする。弁護士については平成2年3月に弁護士論理第10条を改正し、広告宣伝について見解を述べている。その内容は「表示内容が真実に合致し、誘導を招くおそれがなく、かつ表示の手段方法も品位を失うおそれがないものとして、弁護士会等が定めるところに従って、広告、宣伝を行う場合は禁止しない」とした。また、税理士会においても公正取引委員会と協議の上、昭和58年4月20日付で広告宣

伝は原則自由とし、税理士の品位保持に必要な最小限の規制を加えるだけとする示達を行っている。司法書士については原則として広告宣伝ができないようだが、実例として広告宣伝が認められる内容がある（その例のひとつとして、乗合バスの停留所案内に付随して「〇〇司法書士事務所」と放送させることは、当然には、不当誘致行為ではない……昭和49.7.6民三第3970号民事局第3課長電報回答。いまひとつとして、司法書士が事務所を設け又は移転した場合に、その旨新聞広告上に広告し又は折り込みにすることは、司法書士法施行規則第21条に該当しない……登記研究142-47）。

3. われわれは、以上の視点を踏まえつつ、さらに個別行政書士の将来像を視野に入れて広告宣伝の「自由化」について政策的な側面から考えてみたい。周知のとおり行政書士が取扱う業務は極めて範囲が広く、それだけに市民の経済活動の様々な部分に深くかかわっており、またそれゆえに社会的にも大きな信頼を得ている。われわれは今後においてもさらに市民に対して行政書士の資格と業務をアピールをし、名実ともに市民の権利を擁護する立場を鮮明にして行くことが必要であると考えからである。

くわしい現状分析は別の機会に譲るが、われわれを取り巻く環境は「最悪の不況」「規制の緩和」「業務の国際化」などというマスメディアを賑わす言葉をキー・ワードとして、ドラスティックな形で転換期を迎えている。かかる情報はある意味ではわれわれ行政書士にとってその実力を遺憾なく発揮することができるまたとない時期でもあると考える。この「好機」をいかに利して生き抜いて行くのが、真にひとりひとりの行政書士がその能力を試される時代でもあると言ってよいであろう。結論的言い方になるが、かかる情勢下、われわれが、「市民の中へ」「社会の中へ」を標榜し、業務を拡大展開する以上、広告宣伝について一層のオープン化を図ることは極めて自然なことと言えよう。

しかし一方において、現下の流動的な状況が継

続する中では、われわれ行政書士のテリトリーである部分に、豊富な資金力をもった外部団体等が参入する可能性は極めて高いといえよう（すでに相当部分の業務が浸食されていることは言を待つまでもないことであろう）。しかも、かれらは他の分野で培ったノウハウを駆使し、時にはわれわれより安いコストで業務を処理することさえできるのである。市民（利用者としての）の立場からみれば安い価格で同じ効果が得られるならばどちらを選択するかは明白である。少なくともコスト面を考える限り、われわれよりも外部団体の方が市民の「利便」にかなうということになるのである。このことは基本構図として、行政書士と無資格外部団体とが全面的に「競争」状態になるということであり、この「競争」に敗北することがあればわれわれ行政書士はその存在理由を失ってしまうと言っても過言ではないのである。

われわれ行政書士はこのような最悪な事態を避けるためにも、われわれの情報（業務の内容）を市民（利用者）に対して、広範、広域にしかもきめ細かく、かつそれを繰り返し、またさらに合理的に伝えることにより、われわれの存在意義を明らかにしていかなければならないであろう。もちろんこの作業は公の組織（北海道会など）で率先して行うことは当然のことであるが、個々の行政書士事務所においてどれだけ行えるのかが今後の鍵となってくるであろう。

諸氏におかれても既にご存じのことであろうが、1977年6月アメリカ連邦裁判所で、（アメリカ）弁護士事務所の広告の可否について象徴的な判決が下された。すなわち「弁護士が商売より何か上のものだという考え方は時代錯誤である」という旨を断言した。また、イギリスにおける現役ソリシタは「ソリシタ事務所も営利企業として仕事をしなければならない。民間のビジネスと全く同様に利益、損失、売上高を常に注意をしなければならない。椅子に座って仕事に来るのを待っていればよい時代は既に過去の話である。ソリシタもup to dateでなければならない。」（法律時報No.707）。

いずれも日本とは社会背景がまったく異なる国

の話で、これを我々の状況に即時的にあてはめられるものではないが、極めて示唆にとんだ見方であることは言うまでもないことである。

「規制緩和」が時代の大きな潮流となり、様々なシステムがそのフルイにかけられようとする今日、われわれのみが無事であろうはずがない。行政書士の業務が市民生活の中で一定の位置を占めるとき、われわれが主張する「職域」や「品位」といった問題が、社会のなかでどれだけの「価値」があるものなのか、今一度問い返すことを回避してはならないだろう。その後、主張するものは大いに主張し、改めるものは謙虚に改めることが必要である。そのためにも、日常的に個々の事務所において地域社会に対しアピールする努力を怠ってはならないのである。

広告宣伝をすることが自らを卑下することでもなく、ましてやルールを決めて行うことは資格士業の品位を低下させることにはならない。市民に資格者の情報を伝えるということであればなんら問題も生じないであろう（なお、本稿では紙幅の都合上具体的な宣伝事例については言及しないが、東京会副会長の青山登志郎先生が編著されている「新版行政書士業務マニュアル」（第一法規刊）において「行政書士と宣伝広告」という項目を設け詳細に展開されているので参照されたい）。

4. この度の懇談会のなかで、「われわれは大根などの野菜を売っているのではない、高度な知識を市民に提供しているのだ」という意見を耳にした。高い職業意識が基づいたご意見であり、これもまた真実であることは言うまでもないことである。しかし、われわれは基本的にはこのような見識を根底に持ちつつも、なお士業の広告宣伝は自由化しなければならないと考える。今回の懇談会における議論を拝聴する限りにおいて、行政書士以外の他の資格士業の意見は、「広告宣伝」に対する士業者の考えは規制があってこそ市民から信頼を得ることができるのであるという意見が主流であった。おそらく現実的にもこの立場に立つ人の方が多いであろう。冒頭にも述べたがそれぞれ

の資格には、その存在背景や歴史的経過などがあり、お互いの事情や立場を尊重しなければならないが、現時点においてはそれぞれの立場でこの広告宣伝問題の結論を出ざるを得ないであろう。今後の意見交流のなかでも、誠意を持ち、互いの協調の中でより良い方向性を打ち出していければ素晴らしい未来が約束されると考える。

最後になるが、今回の懇談会での発言を聴いて感じたことだか、各士業ともその立場において市民に対して高度な専門的リーガル・サービスを提供し、社会の底辺で市民の権利保護のために、日

夜努力をしている。それにもにもかかわらず程度の差こそあれ各士業は法的にも、制度的にも十分に整備されていない現状にあるようだ。法や制度の改正といってもそう簡単にできるものではない。お互い手を携えこのギャップを埋めていくことが必要であると感じる。それ故、一つの手立てとして、ルールを定めた上で個々の事務所において広告宣伝活動が可能になれば「士業の社会的地位の向上」というものがより早い時期に具体化されて行くと考えるのは私ひとりではないであろう。

会報編集委員会からのおねがい

会員の方々からの多岐にわたる投稿をお待ちしております。

① 随筆、紀行文、文芸など。

② 研究論文 など。

なお、掲載者には粗品を進呈いたします。

会報編集委員会からのお知らせ

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、会報の編集に際して、いろいろと御協力、御指導を戴きまして誠に有難うございました。

本年も編集委員一同、力を合わせて、会員皆様の御要望に応えてまいりたいと考えております。

なお、会報は間もなく「行政書士ほっかいどう」と名称を変更して皆様のお目にかかることとなります。

これを機に一層の御愛顧を願いますよう、心からお願いを申し上げます。本年が皆様にとって御活躍の年でありますように祈念致します。

行政書士法の一部改正について

行政書士法（昭和26年法律第4号）（第357条関係）

改 正	現 行
（登録の取消し） 第6条の5 （略） 2 （略） 3 第6条の2第2項後段並びに第6条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による登録の取消しに準用する。 （登録の抹消） 第7条 （略） 2 （略） 3 第6条の2第2項後段、第6条の3第1項及び第3項並びに前条第2項の規定は、前項の規定による登録の抹消に準用する。 （業務の禁止等の処分） 第14条 （略） 2 都道府県知事は、前項第1号の処分をしようとするときは、<u>行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</u> 3 都道府県知事は、第1項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、<u>行政手続法第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。</u> 4 <u>前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</u>	（登録の取消し） 第6条の5 （略） 2 （略） 3 第6条の2第2項後段及び第3項並びに第6条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による登録の取消しに準用する。 （登録の抹消） 第7条 （略） 2 （略） 3 第6条の2第2項後段及び第3項、第6条の3第1項及び第3項並びに前条第2項の規定は、前項の規定による登録の抹消に準用する。 （業務の禁止等の処分） 第14条 （略） 2 都道府県知事が前項の処分をしようとするときは、<u>当該行政書士又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。</u> 3 前項の場合において、都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、その期日の1週間前までに、<u>当該行政書士に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。</u> 4 <u>聴聞においては、当該行政書士又はその代理人は、釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。</u> 5 都道府県知事は、<u>当該行政書士又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞の期日に出頭しないときは、聴聞を行わないで、第1項の処分をすることができる。</u>

なお、行政書士法の一部改正は行政手続法の施行の日からとなります。

＝ 本会の主要行事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
5. 11. 10	第 6 回行政手続法研究委員会	16:00～17:30	本会会議室
5. 11. 11	会報編集会議	14:00～17:00	同 上
5. 11. 12	行政書士登録調査委員会	13:30～16:30	同 上
"	第 4 回会則等検討委員会	13:30～17:00	警察共済エルム会館
5. 11. 22	会報編集会議	13:00～16:00	本会会議室
5. 11. 25	監察部会及び車庫証明対策委員との合同会議	10:00～12:30	雪印健保会館
"	全道監察担当者協議会	13:00～17:00	同 上
5. 12. 2	全道支部業務研修部長会議	10:00～16:30	警察共済エルム会館
"	会長と知事との対談	14:40～15:10	北海道知事室
5. 12. 8	会報（第200号）編集会議	13:30～17:00	本会会議室
5. 12. 10	行政書士登録調査委員会	13:30～16:00	同 上
5. 12. 13	第 2 回総務部会	10:00～12:00	同 上
"	第 5 回常任理事会	13:30～17:00	ホテル アカシア
5. 12. 14	第 4 回理事会	13:00～17:00	同 上
5. 12. 15	会報（第200号）編集会議	13:00～17:00	本会会議室

＝ 支部のうごき ＝

……支部研修会開催状況……

注：（ ）は通知人員

支部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受講者数	研修種別
札幌	5. 11. 12	晴ればれビル大会議室	・建設業経理事務士試験対策について ・建設業許可・経審・指名願実例研究について ・行政書士が取り扱える労務業務の研究について	札幌支部建設労務部長 洪田 勲 札幌支部建設労務部理事 嶺田 省吾	(132) 37	一般
函館	5. 11. 29	函館市パークホテル	・交通事故死亡、後遺障害損害額の計算等について	函館支部理事 久末 示	(130) 11	一般
小樽	5. 9. 18	余市ニッカーウイスキー会館	・厚生年金基金について ・労働基準法及び雇用保険について ・建設業の実務について	本会理事 中尾 道信	(61) 16	研究会
旭川	5. 10. 23	旭川市神楽福祉センター	・土地開発行為法令手続研究について	旭川支部会員 米沢 義方	(122) 12	一般
	5. 11. 27	旭川市神楽福祉センター	・商法・借地借家法について	弁護士 岡部 信之	(122) 11	"
室蘭	5. 11. 26	室蘭プラザホテル会議室	・商法改正による増資その他について	室蘭支部理事 土井 伸	(49) 16	一般
釧路	5. 11. 29	釧路市厚生年金福祉会館203号室	・改正道路交通法について	釧路警察署交通課企画係長 佐藤 正義	(53) 10	一般
根室	5. 11. 22	別海町交流センター 郊楽苑	・相続法について	根室支部副支部長 木嶋 正毅	(18) 6	一般

お知らせ

平成5年の業務に係る 年計報告の提出について

▶ 総務部 ◀

平成5年の業務に係る「年計報告」の用紙を同封しましたので、3月31日まで必ず提出して下さい。ただし、平成5年中に入会した会員は報告する必要はありません。

事務局の年末・年始休みの お知らせ

★年 末 12月29日（水）から休業
★年 始 1月4日（火）から始業
よろしくお願い申し上げます。

苫小牧支部が移転

苫小牧支部の事務所が移転しました。

場 所 〒053

苫小牧市光洋町3丁目9番6号

佐藤文則行政書士事務所

TEL (0144) 72-4451

FAX (0144) 72-4451

事務局人事

◎退職（平成5年12月31日付）

事務職員 沖 中 真 子

平成3年10月11日に採用になり、2年3カ月勤務して頂き、この間受付業務、行政書士変更登録の業務等を担当して来ましたが、家庭の事情で退職することになりました。

◎採用（平成6年1月1日付）

事務職員 佐 藤 洋 美

沖中事務職員の後任として採用しましたので、よろしくお願いします。

表紙のことは

日本最北端の地碑（宗谷岬）

北緯45度31分14秒、海の向こうわずか43kmにサハリンの島影を見ることができる宗谷岬は、日本最北端＝国境の岬です。冬には、海峡に帯なす美しい流水群が、白と青のみごとなコントラストを描き出します。

宗谷岬の突端に建つこの碑は、北極星の一種を型どったモニュメントです。塔の中央にあるNの文字は“北”を、そして台座の円形は“平和と協調”を表わしており、高さは5.44m、塔には付近で採取されたジャスパーが埋め込まれています。

編集後記



会報の発行が、本号をもって200号を迎えた。一興にと、創刊号と100号の写真を載せてみた。「創刊当時の会報と現在とでは隔世の感」とは、過去の会報に一通り目を通してみたK編集委員の評価。もっとも、その言葉の端から溜め息まじりに、「昔も今も、話題になっているのは車庫証明と職域侵害なんですよ。変わらないですねー」

◇

200号は佐藤副会長らのご尽力で、日向寺会長と横路知事との記念対談が実現した。これも隔世の感か。往時を知る先輩諸兄の感慨や如何に。

◇

編集委員会では、いま、会報編集規程の作成に取り組んでいる。300号に向けての会報充実戦略でもある。17年後には、会員一人ひとりが感慨を持って300号の記念会報に触れたいものだ。

◇

人間から見て、速く走り動き回る動物は、一体に短命という。それでも当人？にすれば、一生は一生か。

人間の1年間の時間経過の感じ方を、列車に例えて、20代までは鈍行、それから後は急行、40代半ばからは特急に乗っているようなものだ、と言った人がいる。「ゆとり」ある新年でありたい。

（剋）

年頭のごあいさつ

日政連北海道支部長 日向寺 正 幸

会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。

衆議院の解散により第40回衆議院議員総選挙への対応は期日的にいとまがなかったにも拘らず分会長さんには御多忙の中、推薦候補者の方に本連盟の推薦趣旨を説明して必勝激励等の活動方を煩わし成果を挙げて頂きましたこと厚く御礼申し上げます。

また、昨年中は、本政治連盟に対しまして、格別のご配慮を賜り重ねて御礼申し上げます。

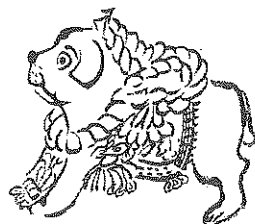
お蔭様で日政連に対する会費も何とか納入できるようになりましたが、率直に申し上げて余裕がありません。従って、支部活動も充分果たすことが困難な状況下にあり、いろいろ創意工夫をこらして活動しているところであります。例えば、北海道選出の国会議員に対しまして商法改正に伴う「会計調査人」についての陳情等は私が上京した際に議員会館に行って、直接お会いして要請してきているところであります。

各分会長さんには、いつも御願いいたしておりますが、一人でも多くの方に入会して戴くしか道がないのでありますから、何卒、今年もよろしく

御願い申し上げます。また会員の皆様には分会長さんを中心に分会活動にご協力下さるよう切に御願い申し上げます。

昨年は政権交代の中で、行政手続法が制定されましたが、これが実現のためにも、日政連の果たした役割は大きいものがあります。これからも地方分権の問題、規制緩和の問題、行政改革の問題さらに行政書士法の改正問題等々私共行政書士に関わる政治活動は山積しております。こうした問題解決のために心を新たに、全員参加を目標に今年も頑張りたいと考えております。一人が100歩前進するよりも100人が一歩前進することを願ってやみません。

何卒、皆様のご支援ご協力を御願い申し上げると共に皆様のご健勝ご多幸を祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。



'94. 1. 第200号 平成6年1月1日 発行

発行人 日向寺 正 幸
編集人 早 坂 剋 弘
編集委員 河 上 義 隆
編集委員 成 田 義 晃
編集委員 芳 賀 啓 寿
発行所 北海道行政書士会
印刷所 (有) 酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
郵便番号 060
北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)
北 洋 銀 行 本 店(普0742651)
札 幌 銀 行 本 店(普 389444)
振替口座 小 樽3-8224番